第2章 地下水の水質調査

平成25年度地下水の水質測定計画(水質汚濁防止法第16条第1項)に基づき、千葉県、国土交通省及び同法に定める政令市(千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市及び市原市)が実施した水質測定結果の概要は以下のとおりである。

1 水質測定計画の概要

(1) 要約

測定井戸本数は329本で、測定機関別の井戸本数は表1のとおりである。また、地下水の測定地点は、図1のとおりである。

(2)調查内容

ア 概況調査

地下水質の概況を把握するため、県内を2kmメッシュ(市川市、船橋市、松戸市及び柏市の区域については、1kmメッシュ)に区分し、全メッシュを、概ね10年(千葉市、市川市、船橋市、松戸市及び市原市の区域については概ね5年)で調査する移動観測(171地点)と、毎年同一地点を調査する定点観測(21地点)を行い、計192本の井戸の水質調査を年1回実施した。

イ継続監視調査

これまでに地下水汚染が確認された地域の状況を継続的に監視するため、過去に 基準超過が確認された137本の井戸の水質調査を年1~2回実施した。

ウ その他調査(要監視項目調査)

地下水質の要監視項目に係る汚染状況を把握するため、概況調査を行った井戸の うち57本の井戸の水質調査を年1回実施した。

(3) 測定項目

ア 概況調査

地下水の環境基準項目である28項目

イ 継続監視調査

当該地域における過去の調査で、環境基準の超過が確認されている17項目

ウ その他調査(要監視項目調査)

地下水の要監視項目である24項目

2 測定結果の概要

(1) 概況調査

測定井戸192本のうち、150本の井戸では全ての項目で地下水の環境基準に適合していたが、1本の井戸で鉛、9本の井戸で砒素、2本の井戸で塩化ビニルモノマー、1本の井戸でテトラクロロエチレン、29本の井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1本の井戸でふっ素が地下水の環境基準を超過していた。(表4、表7及び図2-1)

(2) 継続監視調査

測定井戸137本のうち、44本の井戸で地下水の環境基準に適合していたが、93 本の井戸では地下水の環境基準を超過していた。 (表5、表8及び図2-2)

(3) その他調査 (要監視項目調査)

測定井戸57本のうち、56本の井戸で地下水の指針値に適合していたが、1本の井戸で全マンガンが地下水の指針値を超過していた。(表6)

3 環境基準超過井戸の対応

(1) 概況調査

基準超過井戸のうち、飲用に供する井戸については、所有者に対して、所轄保健所と 市町村が浄水器の設置や既設の上水道を使用する等の飲用指導を行った。

また、基準超過井戸周辺の地下水調査を実施した。

各超過物質についての原因及び対策は次のとおりである。

- ・ 砒素及びふっ素については、調査をした結果、周辺に当該物質を使用する事業場はなく、自然界に存在する影響によるものと推定された。
- ・鉛、テトラクロロエチレン及び塩化ビニルモノマーについては、現時点で原因の 特定に至っていない。
- ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、畑地への施肥、家畜排せつ物、生活排水など汚染源が多岐にわたっていると考えられるため、関係機関と協議し、負荷削減対策を進めていく。

(2) 継続監視調査

継続監視調査を実施している井戸周辺の地区では、自然由来等による汚染を除き、 汚染機構解明調査、汚染除去対策等を実施していく。

(3) その他調査 (要監視項目調査)

指針値超過井戸の周辺を調査した結果、周囲にマンガンを使用する事業場等はなく、 主に自然界に存在する影響だと考えられるが、原因は特定できなかった。

なお、当該井戸は飲用に供していないことを確認している。

表 1 測定機関別測定井戸数

		概況調査	継続監視調査	合 計
国土交通省		4	0	4
千	葉県	105	4 3	1 4 8
	千葉 市	1 7	4 7	6 4
政	市川市	1 2	3	1 5
令	船橋市	1 3	3 2	4 5
	松戸市	1 4	9	2 3
市	柏市	1 1	3	1 4
	市原市	1 6	0	1 6
£	計	192	137	3 2 9

^{*} 要監視項目調査の測定井戸は、概況調査の測定井戸の中から選定している。

表 2 測定項目

我 2	
区 分	測定項目
概況調査 (環境基準項目の28項目)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
継続監視調査 (鉛、六価クロム等の 17項目)	鉛、六価クロム、砒素、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素
その他調査 (要監視項目24項目)	クロロホルム、1, 2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、 ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル、 プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、 クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、 モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン

表3 地下水の環境基準及び測定方法 ○地下水の水質汚濁に係る環境基準項目

項目	分析方法	報告下限値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
カドミウム	JIS K0102 55.2、55.3 又は55.4 に定める方法	0.001	0.003
全シアン	JIS K0102 38.1.2及び38.2に定める方法又はJIS K0102 38.1.2及び38.3に定める方法	0. 1	検出されな いこと。
鉛	JIS K0102 54に定める方法	0.001	0.01
六価クロム	JIS K0102 65.2 に定める方法	0.005	0.05
砒素	JIS K0102 61.2、61.3 又は61.4 に定める方法	0.001	0.01
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法	0.0005	0.0005
アルキル水銀	公共用水域告示付表2に掲げる方法	0. 0005	検出されな いこと。
РСВ	公共用水域告示付表3に掲げる方法	0.0005	検出されな いこと。
ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.002	0.02
四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.0002	0.002
塩化ビニルモノマー	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法	0.0002	0.002
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める 方法	0.0004	0.004
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.002	0.1
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあっては、JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあっては、JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0. 004	0. 04
1,1,1-トリクロロエタ ン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0. 0005	1
1,1,2-トリクロロエタ ン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.0006	0.006
トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0. 002	0. 03
テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0. 0005	0. 01
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002	0.002
チウラム	公共用水域告示付表4に揚げる方法	0.0006	0.006
シマジン	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	0.003
チオベンカルブ	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.002	0.02
ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.001	0.01
セレン	JIS K0102 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	0.001	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸 性窒素	硝酸性窒素にあっては JIS K0102 43.2.1、43.2.3 又は43.2.5に定める方法。亜硝酸性窒素にあっては JIS K0102 43.1に定める方法	0.06	10
ふっ素	JIS K0102 34.1 に定める方法又は JIS K0102 34.1 c (第3文を除く) に定める方法及び公共用水域告示付表6に揚げる方法	0. 08	0.8
ほう素	JIS K0102 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	0. 1	1
1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表7に掲げる方法	0.005	0.05

○要監視項目

項目	分析方法	報告下限値	指針値
快 口	<i>J V J L L</i>	(mg/L)	(mg/L)
クロロホルム	JIS K0125 5.1、5.2 又は5.3.1 に定める方法	0.0006	0.06
1, 2-ジクロロプロパン	JIS K0125 5.1、5.2 又は5.3.1 に定める方法	0.006	0.06
p-ジクロロベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2 又は5.3.1 に定める方法	0.02	0.2
イソキサチオン	平成 11 年環水規第 79 号に掲げる方法	0.0008	0.008
ダイアジノン	平成 11 年環水規第 79 号に掲げる方法	0.0005	0.005
フェニトロチオン	平成 11 年環水規第 79 号に掲げる方法	0.0003	0.003
イソプロチオラン	平成 11 年環水規第 79 号に掲げる方法	0.004	0.04
オキシン銅	平成 11 年環水規第 79 号に掲げる方法	0.004	0.04
クロロタニタル	平成 11 年環水規第 79 号に掲げる方法	0.005	0.05
プロピサミド	平成 11 年環水規第 79 号に掲げる方法	0.0008	0.008
EPN	平成 11 年環水規第 79 号に掲げる方法	0.0006	0.006
ジクロルボス	平成 11 年環水規第 79 号に掲げる方法	0.0008	0.008
フェノブカルブ	平成 11 年環水規第 79 号に掲げる方法	0.003	0.03
イプロベンボス	平成 11 年環水規第 79 号に掲げる方法	0.0008	0.008
クロルニトルフェン	平成 11 年環水規第 79 号に掲げる方法	0.0005	_
トルエン	JIS K0125 5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.06	0.6
キシレン	JIS K0125 5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.04	0.4
フタル酸ジエチルへキ シル	平成 11 年環水規第 79 号に掲げる方法	0.006	0.06
ニッケル	JIS K0102 59.3 に定める方法又は環水規付表 4 若しくは付表 5 に掲げる方法	0. 001	
モリブデン	JIS K0102 68.2 に定める方法又は環水規付表4若しくは付表5に掲げる方法	0. 007	0. 07
アンチモン	平成 16 年環水企発第 040331003 号・環水土発第	0.0002	0.02
エピクロロヒドリン	040331005 号環境省環境管理局水環境部長通知「水	0.0001	0.0004
全マンガン	質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の	0.02	0.2
ウラン	施行等について」別表2に掲げる方法	0.0002	0.002

(備考)

- 1 環境基準については、地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第 10号)、要監視項目については、平成16年3月31日付け環水企発第040331003号・環水土発第 040331005号から抜粋
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS43.2.1、43.2.3 又は43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと JIS43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表 4 地下水の概況調査結果 (総括表)

項目	調査井戸数(本)	検 出 井戸数 (本)	検出率 (%)	う 超 ガ ガ (本)	超過率 (%)	検出状況 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
カドミウム	192	0	0	0	0	-	0.003以下
全シアン	192	0	0	0	0	-	検出されないこと
鉛	192	27	14. 1	1	0.5	0.001~0.011	0.01以下
六価クロム	192	0	0	0	0	1	0.05以下
砒素	192	81	42. 2	9	4. 7	0.001~0.036	0.01以下
総水銀	192	0	0	0	0	_	0.0005以下
アルキル水銀	20	0	0	0	0	ı	検出されないこと
PCB	192	0	0	0	0	I	検出されないこと
ジクロロメタン	192	0	0	0	0	_	0.02以下
四塩化炭素	192	1	0.5	0	0	0.0005	0.002以下
塩化ビニルモノマー	192	6	3. 1	2	1.0	0.0002~0.0081	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	192	0	0	0	0	ı	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	192	1	0.5	0	0	0.011	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	192	0	0	0	0	ı	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	192	1	0.5	0	0	0.0018	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	192	0	0	0	0	-	0.006 以下
トリクロロエチレン	192	0	0	0	0	_	0.03以下
テトラクロロエチレン	192	5	2.6	1	0.5	0.0007~0.019	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	192	0	0	0	0	_	0.002以下
チウラム	192	0	0	0	0	_	0.006 以下
シマジン	192	0	0	0	0	_	0.003以下
チオベンカルブ	192	0	0	0	0	_	0.02以下
ベンゼン	192	0	0	0	0	_	0.01以下
セレン	192	7	3.6	0	0	0.001~0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸 性窒素	192	133	69. 3	29	15. 1	0.07~43	10以下
ふっ素	192	35	18. 2	1	0.5	0.08~2.7	0.8以下
ほう素	192	11	5. 7	0	0	0.1~0.65	1以下
1,4-ジオキサン	192	1	0.5	0	0	0.026	0.05以下
総 計 (実本数)	192	172	89. 6	42	21. 9	_	_

表 5 地下水の継続監視調査結果 (総括表)

項目	調査井戸数(本)	検 出 井戸数 (本)	検出率 (%)	う 超 ガ サ戸数 (本)	超過率 (%)	検出状況 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
鉛	2	2	100	2	100	0.03~0.032	0.01 以下
六価クロム	1	1	100	1	100	0. 089	0.05 以下
砒素	24	24	100	19	79. 2	0.004~0.13	0.01以下
ジクロロメタン	1	0	0	0	0	_	0.02以下
四塩化炭素	88	3	3. 4	1	1. 1	0.0006~0.013	0.002以下
塩化ビニルモノマー	41	17	41. 5	8	19. 5	0.0002~1	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	2	1	50.0	0	0	0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	67	5	7. 5	1	1. 5	0.002~0.35	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	68	18	26. 5	6	8.8	0.004~3.6	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	88	4	4. 5	0	0	0.0006~0.082	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	1	0	0	0	0	_	0.006 以下
トリクロロエチレン	89	45	50. 6	17	19. 1	0.002~0.48	0.03以下
テトラクロロエチレン	89	53	59. 6	36	40. 4	0.0006~7.6	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	1	0	0	0	0	-	0.002以下
ベンゼン	1	0	0	0	0	_	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸 性窒素	20	19	95. 0	15	75. 0	0.1~42	10以下
ほう素	1	1	100	1	100	5. 5	1以下
総計(実本数)	137	129	94. 2	93	67. 9	_	_

表 6 地下水のその他調査 (要監視項目調査) 結果 (総括表)

項目	調査井戸数(本)	検 出 井戸数 (本)	検出率 (%)	う 超 ガ ガ (本)	超過率 (%)	検出状況 (mg/L)	指針值※ (mg/L)
クロロホルム	13	2	15. 4	0	0	-	0.06以下
1, 2-ジクロロプロパン	13	0	0	0	0	-	0.06以下
p-ジクロロベンゼン	13	0	0	0	0	-	0.2以下
イソキサチオン	13	0	0	0	0	-	0.008以下
ダイアジノン	13	0	0	0	0	-	0.005以下
フェニトロチオン	13	0	0	0	0	-	0.003以下
イソプロチオラン	13	0	0	0	0	-	0.04以下
オキシン銅	7	0	0	0	0	-	0.04以下
クロロタロニル	13	0	0	0	0	-	0.05以下
プロピザミド	13	0	0	0	0	-	0.008以下
EPN	45	0	0	0	0	-	0.006以下
ジクロルボス	13	0	0	0	0	-	0.008以下
フェノブカルブ	13	0	0	0	0	-	0.03以下
イプロベンホス	13	0	0	0	0	-	0.008以下
クロルニトロフェン	13	0	0	0	0	-	_
トルエン	13	0	0	0	0	-	0.6以下
キシレン	13	0	0	0	0	-	0.4以下
フタル酸ジエチル ヘキシル	2	0	0	0	0	-	0.06以下
ニッケル	45	7	15. 6	0	0	0.001~0.005	_
モリブデン	2	0	0	0	0	-	0.07以下
アンチモン	44	9	20. 5	0	0	0.0002~0.0006	0.02以下
エピクロロヒドリン	18	0	0	0	0	_	0.0004以下
全マンガン	41	12	29. 3	1	2. 4	0.02~0.44	0.2以下
ウラン	30	6	20.0	0	0	0.0002~0.0007	0.002以下
総計(実本数)	57	32	56. 1	1	1.8		

※この指針値は、平成16年3月31日付け環水企発第040331003 号・環水土発第04331005 号の環境省環境管理局水環境部長通知により示されている値である。

表 7 概況調査における市町村別の地下水の環境基準超過井戸数(実本数)

No.	市町村名	調査本数	超過数	No.	市町村名	調査本数	超過数
1	千葉市	18	3	28	八街市	2	0
2	銚子市	3	2	29	印西市	3	2
3	市川市	12	2	30	白井市	1	0
4	船橋市	13	7	31	富里市	2	0
5	館山市	4	2	32	南房総市	4	0
6	木更津市	4	0	33	匝瑳市	3	0
7	松戸市	14	5	34	香取市	6	0
8	野田市	4	1	35	山武市	4	2
9	茂原市	2	1	36	いすみ市	4	0
10	成田市	6	0	37	大網白里市	1	1
11	佐倉市	2	0	38	酒々井町	1	0
12	東金市	2	0	39	栄町	2	1
13	旭市	4	2	40	神崎町	1	1
14	習志野市	1	1	41	多古町	3	2
15	柏市	12	2	42	東庄町	1	1
16	勝浦市	3	0	43	九十九里町	1	1
17	市原市	16	0	44	芝山町	1	0
18	流山市	1	0	45	横芝光町	2	0
19	八千代市	3	0	46	一宮町	1	0
20	我孫子市	1	1	47	睦沢町	1	0
21	鴨川市	2	0	48	長生村	2	0
22	鎌ケ谷市	2	1	49	白子町	1	0
23	君津市	4	0	50	長柄町	1	0
24	富津市	2	0	51	長南町	1	0
25	浦安市	1	0	52	大多喜町	2	0
26	四街道市	1	0	53	御宿町	1	0
27	袖ケ浦市	2	0	54	鋸南町	1	1
					合 計	192	42

^{*} 国土交通省調査地点を含む。

表8 継続監視調査における市町村別の地下水の環境基準超過井戸数(実本数)

No.	市町村名	調査本数	超過数	No.	市町村名	調査本数	超過数
1	千葉市	47	29	14	鎌ケ谷市	2	1
2	市川市	3	2	15	君津市	1	1
3	船橋市	32	20	16	富津市	3	2
4	松戸市	9	7	17	印西市	1	1
5	野田市	2	2	18	白井市	1	0
6	成田市	4	3	19	富里市	1	0
7	佐倉市	2	2	20	香取市	3	2
8	東金市	1	1	21	大網白里市	4	3
9	旭市	1	0	22	栄町	5	5
10	習志野市	1	1	23	九十九里町	3	2
11	柏市	3	2	24	横芝光町	2	1
12	八千代市	3	3	25	一宮町	2	2
13	我孫子市	1	1		合 計	137	93

図1 地下水の水質測定地点図

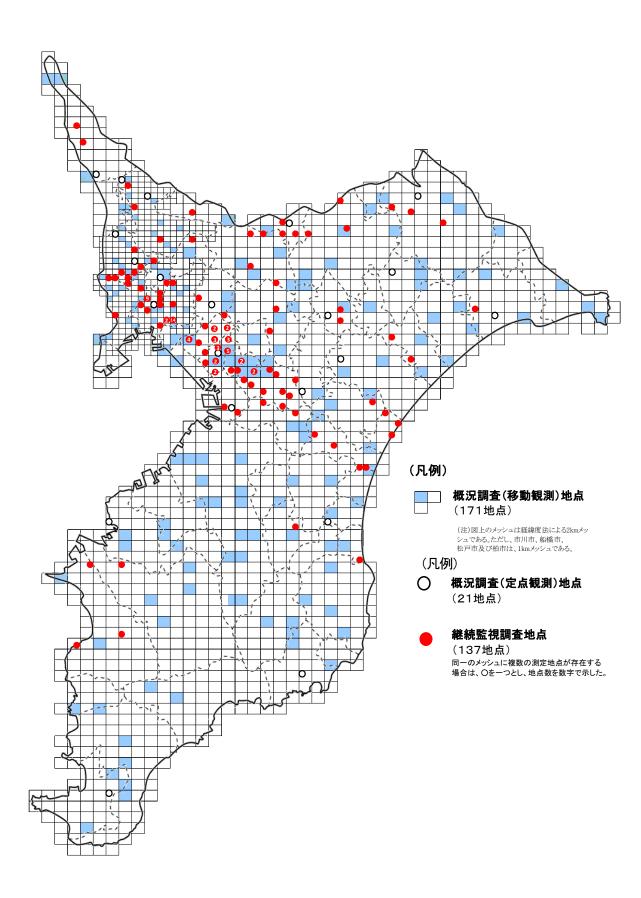


図2-1 地下水の環境基準超過地点図(概況調査)

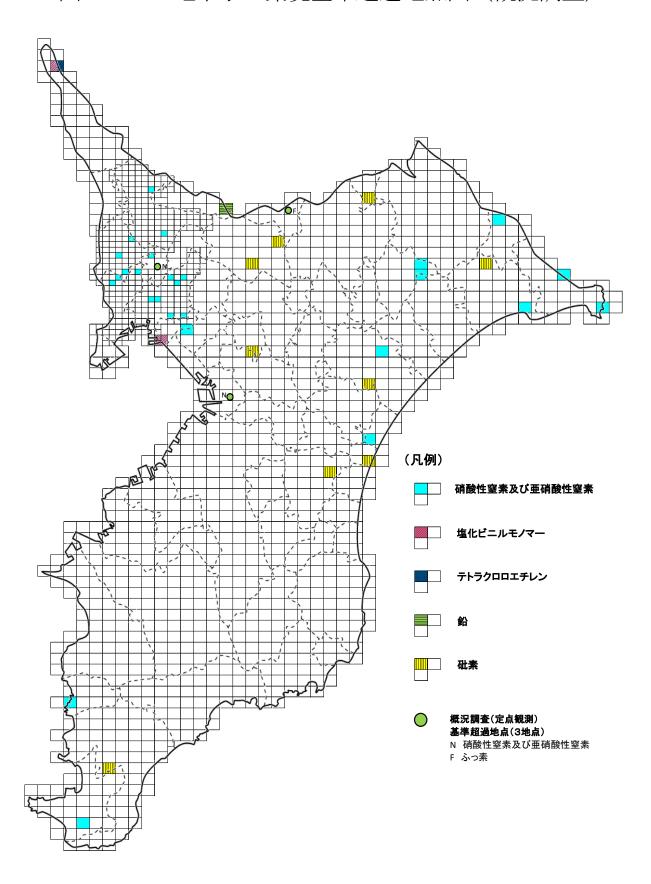


図2-2 地下水の環境基準超過地点図(継続監視調査)

